

議案第13号

財産を出資の目的とすることについて

次のとおり財産を出資の目的とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市若葉台北一丁目 1番	175,319.42平方メートル (持分2分の1)
	鳥取市若葉台北二丁目 95番	344.47平方メートル (持分2分の1)
	鳥取市若葉台南四丁目 2番2	7,000.02平方メートル (持分2分の1)
校舎（講義棟、教育 研究棟、情報処理 棟）	鳥取市若葉台北一丁目 1番	16,157.23平方メートル (持分2分の1)
校舎（情報メディア センター）	”	4,680.10平方メートル (持分2分の1)
校舎（学生センタ ー）	”	2,737.63平方メートル (持分2分の1)
体育館	”	1,665.47平方メートル (持分2分の1)
クラブハウスC	”	381.51平方メートル (持分2分の1)

建	クラブハウスC	”	178.20平方メートル (持分2分の1)
	クラブハウスB	”	171.00平方メートル (持分2分の1)
	クラブハウスA	”	97.20平方メートル (持分2分の1)
	校舎(実験棟)	”	248.58平方メートル (持分2分の1)
	校舎(実習棟)	”	291.72平方メートル (持分2分の1)
	役員住宅	鳥取市若葉台北二丁目 95番	141.55平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅家族棟	鳥取市若葉台南四丁目 2番2	259.20平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅家族棟物置	”	9.00平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅家族棟	”	259.20平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅家族棟物置	”	9.00平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅単身A棟	”	151.20平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅単身A棟物置	”	8.00平方メートル (持分2分の1)
	教員住宅単身A棟	”	302.40平方メートル (持分2分の1)
	物	教員住宅単身A棟物置	”
教員住宅単身B棟		”	302.40平方メートル (持分2分の1)
教員住宅単身B棟物置		”	8.00平方メートル (持分2分の1)
教員住宅単身B棟物		”	8.00平方メートル

置		(持分2分の1)
教員住宅単身B棟	”	310.50平方メートル (持分2分の1)
教員住宅単身B棟物 置	”	6.00平方メートル (持分2分の1)
教員住宅単身B棟物 置	”	6.00平方メートル (持分2分の1)

2 相手方

鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人鳥取環境大学

3 財産の評価額

(1) 土地

3,514,650,000円 (持分2分の1)

(2) 建物

4,822,180,000円 (持分2分の1)

4 理由

公立大学法人鳥取環境大学の設立のため、財産を出資の目的としようとするものである。